

## 第 5 章

### 資 料 編

## 1 奄美市地域福祉計画推進委員名簿

	区分	氏名	所属団体名
1	学識経験者	高橋 信行	鹿児島国際大学
2	公募委員	田丸 友三郎	名瀬地区
3		師玉 敏代	住用地区
4		盛島 洋久	笠利地区
5	地域団体の代表者	進 文蔵	奄美市名瀬町内会自治会連合会
6		河野 京子	住用囑託員会
7		山下 茂樹	笠利駐在員会
8		塩崎 博成	生活支援コーディネーター
9	福祉・保健・医療関係者	松元 絹代	民生委員・児童委員連絡協議会
10		俵 久子	奄美市老人クラブ連合会
11		後藤 美智子	身体障害者協会
12		向井 奉文	大島郡医師会
13		山田 隆之	社会福祉協議会
14		大津 敬	奄美地区障がい者等基幹相談支援センター
15		永野 芳子	名瀬地区保育会連合会
16		村田 勇樹	老人福祉施設協議会
17		前里 祐子	母子寡婦福祉会
18	行政関係者	久保 倫子	大島支庁保健福祉環境部健康企画課長
19		山下 能久	奄美市保健福祉部長
20	その他市長が必要と認める者	実 和則	NPO法人連絡協議会

## 2 奄美市地域福祉計画推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、奄美市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を推進するに当たり、本市の基本的な方針等を検討するため、奄美市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進捗状況の点検・評価に関すること。
- (3) 地域福祉計画の推進方策の検討に関すること。
- (4) その他地域福祉計画の推進に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に定める選挙権を有する者で公募に応じたもの
- (3) 地域団体の関係者
- (4) 保健・福祉・医療関係者
- (5) 行政関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は、市長が招集する。

### 3 用語解説

#### あ行

##### ●アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関等が積極的に働きかけて情報支援を届ける取り組み。

##### ●アクセシビリティ

高齢者や障がい者なども含めたあらゆる人が、どのような環境においても柔軟に情報サービスを利用できること。

##### ●NPO[non-profit organization]

民間非営利団体。政府や企業等ではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体。

#### か行

##### ●介護予防

要介護状態の発生をできる限り防ぐ（遅らせる）こと、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すこと。

##### ●核家族

ひと組の夫婦とその未婚の子どもからなる家族。家族の基礎単位。

##### ●基幹相談支援センター

地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関で、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の相談を総合的に行う。

##### ●協働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。

##### ●権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症（痴呆）の高齢者、障がい者の権利を擁護したり、ニーズ表明を支援し代弁したりすること。

##### ●健康寿命

介護や病気などで日常生活が制限されることなく、健康的に生活を送ることができる期間のこと。

##### ●合計特殊出生率

1人の女性が生涯に産む子どもの数を示す。合計特殊出生率が2であれば、夫婦2人から子どもが2人ということで、世代の人口がほぼ維持。

### ●国勢調査

日本に居住するすべての人々を対象として、年齢・世帯・就業・住宅など人口の基礎的屬性を知るための調査。

### ●コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団。地域社会。共同体。

## さ行

### ●サロン

だれもが参加できる交流の場として、様々な世代の人たちが集まり、共同で企画を行い運営していく仲間づくり、居場所づくりをする場。

### ●社会福祉法

福祉サービスの利用者の利益の保護、地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明適切な実施の確保、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とした法律。社会福祉事業法を改正、名称を変更して平成12年(2000)に公布。

### ●住民基本台帳

氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する事務処理の基礎となるもの。

### ●シルバー人材センター

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、市町村ごとに設置されている公益社団法人。地域の家庭や企業、公共団体などから請負又は委任契約により仕事（受託事業）を受注し、会員として登録した定年退職後等で長期の就職することは望まないが、長年の経験と能力を活かして働く意欲を持つ高齢者の中から適任者を選んでその仕事を遂行する。

### ●身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障がい程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として交付するもの。

### ●シンポジウム

一つの問題について何人かが異なる面から意見を述べ合い、質疑応答を繰り返す形の討論会。

### ●生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。生活保護受給に至る前の段階で、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進

に向けた支援を強化するため、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に定義する者。

#### ●精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳。

#### ●成年後見制度

認知症、知的・精神障がい等により判断能力が不十分な人の権利を保護するため、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、本人に代わり財産の管理や生活上必要な契約等の手続きを行うほか、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う制度。

#### ●セーフティーネット

あらかじめ予想される危険や損害の発生に備えて、被害の回避や最小限化を図る目的で準備される制度やしきみ。

#### ●ソーシャルワーカー

生活相談員のことで、医療、教育、福祉、介護などの業界において、相談員として支援を行う職種の1種。

## た行

#### ●第1号被保険者

介護保険では、日本国内に住所を有する65歳以上の人。

#### ●第2号被保険者

介護保険では、日本国内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者。

#### ●地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域において継続して生活ができるように、医療、介護、生活、予防、住まいの5つの領域を含めた様々な支援サービスが包括的に、切れ目なく提供されること。

#### ●地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が、介護をはじめ、福祉、医療などさまざまな面から総合的な支援を行う地域の拠点。

#### ●DV（ドメスティックバイオレンス）

家庭内暴力のこと。身体暴力に限らず、精神的、経済的、社会的等あらゆる暴力を含む。

## な行

### ●認知症カフェ

認知症の人やその家族、各専門家や地域住民が集う場として提供され、お互いに交流をしたり、情報交換をしたりすることを目的としている。

### ●ネットワーク

個々の人のつながり。人や組織の広がりを持ったつながり。

### ●ノーマライゼーション

障がいの有無や加齢に関係なく、誰もが住み慣れた地域で共に生活できる社会を実現しようという考え方。

## は行

### ●8050問題

ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に50代前後のひきこもりの子どもを80代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されている。

### ●バリアフリー

障がい者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もとは物理的な障壁の除去という意味合いが強かったが、より広く障がい者、高齢者などの社会参加を困難にしている障壁の除去という意味で用いられるようになっていく。一般的には4つのバリアがある。

- ① 物理的なバリア
- ② 制度的なバリア
- ③ 文化・情報面でのバリア
- ④ 意識上のバリア

### ●BBS会

様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決し、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。

### ●フレイル

高齢者の健康状態と要介護状態の間にある「虚弱状態」のこと。身体機能の低下（フィジカルフレイル）、口腔機能の低下（オーラルフレイル）、認知・心理障害（コグニティブフレイル）、社会的孤立（ソーシャルフレイル）といった様々な要素を含む多面的な概念であり、この状態が長く続くと、要介護や寝たきりのリスクが高まる。

### ●保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。配属された保護区において保護司会に加入し、研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行っている。

### ●ボランティア

社会を良くするために、無償性、善意性、自発性に基づいて技術援助、労力提供などを行う人をいう。

## ま行

### ●民生委員・児童委員

民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。民生委員は児童委員を兼ねる。

## や行

### ●ユニバーサルデザイン

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、高齢であることや障がいの有無などにかかわらず、すべての人が使いやすいようにつくられた汎用性のある商品、環境、情報の構築を目指したもの。

### ●要介護（要支援）認定者

介護保険法では、日常生活において介護を必要とする状態を意味する要介護認定と、日常生活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定の2種類の認定が別々に規定。

## ら行

### ●療育手帳

知的障がい者（児）に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくするために、一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障がい程度を判定し、県知事が交付するもの。

## わ行

### ●ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに

に、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多彩な生き方が選択・実現できる社会のこと。